

福井県丹南広域組合職員の分限に関する手続及び効果
並びに降給に関する条例施行規則

平成12年3月10日規則第1号
改正 平成17年10月1日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県丹南広域組合職員の分限に関する手続及び効果並びに降給に関する条例(平成12年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手続及び効果並びに降給)

第2条 条例の施行に関しては、職員の分限に関する手続及び効果並びに降給に関する条例施行規則(平成17年越前市規則第31号)の例による。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第3号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。